

城東支部 (事務部長)

支部長 服部秀吉

北支部

中田 欣

南支部

中野村村長 (支部)

西支部

西村 惠祐

東支部

東区 尾崎 才直

人 深見 弘

法人 労働組合 二月五日 印刷

日本労働組合総聯合

愛知労働組合連合会 規約

第一条

本組合は日本労働組合総聯合会及
知織労働組合と稱す日本労働
組合総聯合会及知織労働組合ニ加
盟す

第二条

本組合は本組合の總領地を以て
三 織機工業ニ從事スル 愛知縣
地方ノ労働者ヲ以テ組織ス
但し後述日本條項以外ノ労働者ヲ
モ加盟スルハコトヲ以テ其ノ限ハ
本組合員ノ承認ヲ要ス

第三条

本組合は本組合の事務所を以て
第二章 概 則

第四条

本組合は左ノ概則ヲ置ク
一 大会 二 本組合員

第五条

大会ハ代議員ヲ以テ組織スル本組
合員

三 本部員名手印

第十条

組合員ハ大会ニ於テ監督者ニ本組
合員代表者ヲ選出スルコトヲ
主務ハ大会ニ於テ選出スル組合員
ヲ以テ之ヲ代表スルコトヲ
本部員ハ本部員名手印ニ決シ
本部員ニ在リ此例ヲ以テ所屬支部
員ニ選出スルコトヲ以テ之ヲ
組合員ニ加シ以テ之ヲ以テ之ヲ
本部員以上ニ選出スルコトヲ
本部員以上ニ選出スルコトヲ

第十一条

本部員ハ本部員名手印ニ決シ
本部員ニ在リ此例ヲ以テ所屬支部
員ニ選出スルコトヲ以テ之ヲ
本部員以上ニ選出スルコトヲ
本部員以上ニ選出スルコトヲ

第十二条

本部員ハ本部員名手印ニ決シ
本部員ニ在リ此例ヲ以テ所屬支部
員ニ選出スルコトヲ以テ之ヲ
本部員以上ニ選出スルコトヲ
本部員以上ニ選出スルコトヲ

第十三条

本部員ハ本部員名手印ニ決シ
本部員ニ在リ此例ヲ以テ所屬支部
員ニ選出スルコトヲ以テ之ヲ
本部員以上ニ選出スルコトヲ
本部員以上ニ選出スルコトヲ